

水道施設整備事業の事後評価実施要領細目

第1 目的

本細目は、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、水道施設整備に係る事業の事後評価を実施するための運用を定め、もって適正に事後評価を実施し、水道施設整備に係る事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 事後評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、水道に係る以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く十億円以上の費用を要することが見込まれる事業とする。

- (1) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う補助事業をいう。）
- (2) 補助事業（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）事業をいう。ただし、（1）に該当するものを除く。）なお、（2）については、実施主体により事後評価が行われることを期待する。

第3 事後評価を実施する事業

1 事業評価の単位の取り方

評価単位は、原則として補助事業の区分を基本とする。ただし、評価の対象とする事業と一連の目的を達成するために行うその他の事業がある場合については、これを含めて一括とした単位とする。

第4 事後評価の実施及び結果等の公表

1 事後評価の実施手続

- (1) 独立行政法人等施行事業の取り扱い

独立行政法人水資源機構法第12条第1項第1号に規定する独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）施行の水道施設整備に係る事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1) 事後評価の実施主体等

事後評価は補助事業の実施主体である水資源機構が実施することとし、

水資源機構は関係都道府県及び関係事業者の協力を得て、事後評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、事後評価を行うために必要な資料（以下「事後評価に係る資料」という。）を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、必要に応じて所管部局等と協議を行い、改善措置を実施するかどうか、事後評価を今後さらに実施するかどうかの対応方針（以下「対応方針」という。）（案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（実施要領第6に定める事業評価監視委員会）での審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

また、実施にあたり、国土交通大臣及び他の大臣が主務大臣である事業並びに他の大臣が単独で主務大臣である事業については、水資源機構は、評価の実施時期及び方法について当該他の主務省と調整することとする。

(2) 地方公共団体等が実施する事業の取り扱い

1) 事後評価の実施主体等

事後評価は補助事業の実施主体である水道事業者（簡易水道事業者を含む。）及び水道用水供給事業者等が実施することとし、事後評価の実施主体はデータ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、対応方針（案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（実施要領第6に定める事業評価監視委員会）の審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

(3) 資料の提出先等

事後評価の実施主体は、審議結果、対応方針、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等を、(1)については、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課に報告するものとし、(2)については、当該事業を所管する地方支分部局等（以下「地方支分部局等」という。）を経由して、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課に報告するものとする。

(4) 対応方針等の公表

- 1) 事後評価の実施主体は、当該事業の審議結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等を公表するものとし、審議結果を踏まえ改善措置が講じられた場合、すみやかにその内容について公表するものとする。
- 2) 国土交通本省は、審議結果において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について指摘された場合、その対応

について、適宜、公表する。さらに、見直し等について検討した場合、その結果による反映状況について、適宜、公表するものとする。

第5 事後評価の手法・内容

1 事後評価の視点

事業評価の実施主体は実施要領に定める視点ごとに、原則以下の項目に沿って、事後評価を実施するものとする。

(1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

①事業着手時点の予定事業費、予定工期、費用便益比

②完成時点の事業費、工期、費用便益比

(2) 事業の効果の発現状況

①計画上想定される事業効果と完成後確認された事業効果

②その他の事業効果

(3) 事業実施による環境の変化

①周辺環境の変化等

(4) 社会経済情勢の変化

①事業に関わる地域の土地利用、人口、資産等の変化等

(5) 今後の事後評価の必要性

①効果を確認できる事象の発生状況

②その他、改善措置の評価等再度の評価が必要とされた事項

(6) 改善措置の必要性

①事業の効果の発現状況や事業実施による環境の変化により、改善措置が必要とされた事項

(7) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

第6 施行

本細目は、令和6年6月27日から施行する。